

重要

福ト協発第 134 号
令和 4 年 3 月 17 日

会員事業者 殿

公益社団法人福島県トラック協会
会 長 佐藤 信成

燃料価格高騰に伴う燃料サーチャージ制の導入等に係る荷主企業への周知等について

平素は当協会の事業運営等に関し、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について令和 4 年 1 月に国土交通省と全日本トラック協会の連名で荷主企業 46,000 社（うち福島県 480 社）に①協力要請文②燃料サーチャージパンフレット③「標準的な運賃」パンフレットを送付して周知を図ったところです。

しかしながら現状では国が定めた「燃料サーチャージ制」や「標準的な運賃」告示制度について荷主企業の理解が十分ではなく荷主との交渉が進まないとの声が寄せられており、再度、荷主企業への周知活動を実施することと致しました。

会員事業所の皆様には令和 2 年 8 月にご提出いただいた荷主情報の他に新たに追加で周知を希望する荷主企業がありましたら情報提供をお願いいたしたく別紙様式リストでご報告いただきますようお願い致します。

480 社に加えて提出していただいた荷主企業へ当協会から上記①②③に福島運輸支局と当協会の連名による協力要請文を送付して周知活動を再度実施いたします。

よろしく願いいたします。

- | | |
|--------|---|
| 1 報告期日 | 令和 4 年 4 月 8 日(金)まで |
| 2 報告方法 | a または b の方法で提出してください。
a 当協会 HP「お知らせ」欄からエクセルデータをダウンロードしてメールで提出 Email:tekiseika@fukutora.jp
b 別紙様式によりファクシミリで提出 FAX024-558-7731
15 件以上ある場合は様式をコピーしてご使用ください。 |
| 3 問合せ先 | 適正化事業部（小野、菅野陽、瓶子、森口）
Tel024-558-7755(ガイダンス 2) |